

令和4年1月6日
(外 務 省)
(財 務 省)
(経 済 産 業 省)

イラク前政権の高官又はその関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1483号に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたイラク前政権の高官又はその関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会がイラク前政権の高官又はその関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから2個人を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(1月7日公布)により、資産凍結等の措置の対象から削除されるイラク前政権の高官又はその関係者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく資本取引規制を1月7日から解除する。

(2) 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、同決議 23(a)に定められた措置の対象となるイラク前政権の機関等が2団体、同決議 23(b)に定められた措置の対象となるイラク前政権の高官又はその関係者等が11団体・81個人となる。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課

財務省国際局調査課外国為替室

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-5501-8000 内線 2788

TEL 03-3581-4111 内線 5753

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるイラク前政権の高官又はその関係者等

(冒頭の番号は、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官、又はその関係者等を指定する件」(平成22年7月外務省告示第342号)の別表Ⅰにおいて、これら個人に付された番号)

29. マフムード・ズィヤーブ・アル・アフマド

Mahmud Dhiyab Al-Ahmed

(生年月日及び出生地)1953年、バグダッド又はモスル

(国籍)イラク

(決議1483上の根拠)内相

34. フサーム・ムハンマド・アミン・アル・ヤシン

Husam Muhammad Amin Al-Yassin

(生年月日及び出生地)1953年又は1958年、ティクリート

(国籍)イラク

(決議1483上の根拠)国家監視局長